

事務連絡
令和2年6月3日

各
都道府県
指定都市
中核市

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」に係るQ&A

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付け事務連絡）について、下記のとおり考え方を補足してお示ししますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

Q1 学校休業日単価の取扱いの適用の終了について、「地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2週間）の期間をおいた上で終了することとし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること」とあるが、「地域の全ての学校」とは具体的にどの範囲を指すのか。

A1 「地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2週間）の期間をおいた上で終了することとし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること」とした趣旨は、分散登校や午前又は午後だけの登校など、様々な形態での登校が混在している状況で、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）としては午前中から開所するなどの体制を引き続き確保する必要があるにもかかわらず、児童によって学校休業日単価が終了してしまう状況を避けるため、基本的には、当該市町村内に所在する事業所を利用する児童が通う学校の全てが通常の状態に戻ってから、一定の周知期間をおいた上で、学校休業日単価の取扱いを終了することとしたものである。

こうした趣旨から、「地域の全ての学校」とは、当該市町村に所在する事業所を利用している児童（自市町村で給付決定を受けている場合と他市町村で給付決定を受けている場合を含む。）が通う学校を想定している。

市町村では、終了日の設定に当たり、自市町村内の学校のほか、当該市町村に所在する事業所を利用する他市町村の給付決定を受けている児童が通う他市町村の学校も含めて考える必要があるので、あらかじめ当該市町村に所在する事業所に対して、他市町村の給付決定を受けている児童が通う学校が通常の状態に戻っているかについても確認するなど、他市町村の学校の状況も踏まえた上で、当該市町村における終了日を決定されたい。

Q 2 放課後等デイサービスは、一つの事業所に、複数の市町村の給付決定を受けた児童が利用している場合がある。市町村ごとに終了日を定めた場合、ある市町村が定めた終了日より、他の市町村が定めた終了日が遅い場合は、遅い方の日で取り扱うことになるのか。

A 2 A 1 のとおり、「地域の全ての学校」については他市町村の給付決定を受けている児童が利用している場合も含めることを想定しているので、あらかじめ事業所に他市町村の給付決定を受けている児童が通う学校が通常の状態に戻っているかについて確認するなど、他市町村の学校の状況も踏まえた上で終了日を決定することで、一つの事業所で終了日が異なる児童がいることを避けることが出来るものと考えている。

一方、医療的ケア児・重症心身障害児を対象とした事業所のように、市町村域を越えて広域的に利用されている事業所などでは、異なる市町村の学校に通う児童が多数いる場合も想定される。そのような場合には、事業所から各市町村に対して申し出ることにより、市町村において、当該事業所については、当該市町村に所在する他の事業所とは異なる終了日を個別に設定しても差し支えないこととする（その場合、同一市町村内で給付決定をしている児童が通う事業所によって、終了日が異なることになるが、そのような対応となっても差し支えない）。

Q 3 あらかじめ給付決定児童が利用する事業所に、他の市町村の給付決定児童の学校の状況を調査する場合、事業所によっては複数の市町村から同様の調査を受け、それぞれに回答することにもなり、負担になると思われるが、このような調査を市町村単位で行わないといけないのか。

A 3 市町村によっては、異なる市町村の学校に通う児童が多数いる事業所があることも想定される。あらかじめ全ての事業所に対して調査を行うことが困難な場合、事業所を利用する全ての児童の学校についてすべからず調査する必要はなく、例えば、管内の都道府県立学校、自市町村立の学校のほか、当該市町村内の事業所に通う可能性がある他市町村立の学校（自市町村の境にあるような

学校を想定。)の再開予定を把握し、当該予定をもとに基本的な終了日を示す形で差し支えない。

その結果、複数の市町村の給付決定を受けた児童が利用する事業所において終了日がずれた場合には、A2に示したように取り扱われたい。

Q4 終了日以降に訪問や電話等による支援を行った場合、その基本報酬は授業の終了後の単価となるのか、学校休業日単価となるのか。

A4 授業の終了後の単価とする。

Q5 学校休業日単価の適用以外の報酬の柔軟な取扱いは、当面、継続するものとされている他方で、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」では、特別支援学校等が臨時休業している場合が対象とされている。

地域の全ての学校が通常通りの登校となってから、学校休業日単価の適用を一定程度(1~2週間)の期間をおいた上で終了するとき、この終了の日まで、同事業における臨時休業に該当するものとして取り扱ってよいか。また、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月28日版)」(令和2年4月28日付け事務連絡)のQ17では、「新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能」とされているが、学校休業日単価の適用の終了日以降にこのような支援が提供された場合は、同事業の対象とはできないと考えて良いか。

A5 地域の全ての学校が通常通りの登校となってから、学校休業日単価の適用を一定程度(1~2週間)の期間をおいた上で終了するとき、この終了の日まで、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」における臨時休業に該当するものとして取り扱って差し支えない。

また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~」(令和2年5月22日文科科学省)では、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する」ことが示されている。こうしたことを考慮し、質問のQ17に示す支援を行い報酬の対象とする場合、特別支援学校

等が臨時休業している状態と同様と見なし、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象として差し支えない。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp